

2022-3-1 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会（第8回）

10時00分～11時46分

○池戸座長 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、第8回「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様全員が御出席となっておりまして、なお、ウェブでの御参加は、有田委員、浦郷委員、坂野委員、戸部委員、横山委員となっております。

また、事務局から谷口食品表示企画課長もウェブ参加となっております。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思いますので、事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○宇野補佐 消費者庁の宇野と申します。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

資料は、委員の皆様には事前に送付しておりますが、御確認をお願いいたします。

最初に、議事次第、委員名簿。

資料1で「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）見え消し修正版」。

資料2で「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）修正反映版」。

資料3で「パブリックコメントにおける御意見」。

資料4で、上田委員からの意見書。

資料5で、武石委員からの意見書となっております。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足がございましたら、挙手の上、事務局にお申しつけください。

傍聴の方は、恐縮ですが、ウェブ掲載している資料を御覧ください。

資料は大丈夫でしょうか。

本日も検討会にオブザーバーとしまして、食品表示全般の執行をしております消費者庁表示対策課より、岩井食品表示対策室長、田中ヘルスケア表示指導室長に参加いただいております。

それから、発言時の注意事項を申し上げます。委員の皆様が発言する際には、ミュートを解除し、お名前を言ってから御発言をお願いいたします。

それでは、進行を池戸座長にお願いいたします。

○池戸座長 皆さん、本日もよろしくお願ひいたします。

今日の検討会の進め方ですけれども、前回、第7回の検討会の後、パブリックコメントが寄せられておりまして、その御意見を基に修正したガイドライン案について御議論をいただくということで、最終的に公表物としてガイドラインをつくり上げるということを第一に考えて進めさせていただけたらと思っております。

なお、パブリックコメントにつきましては、事前にお届けしているかと思いますけれども、非常にたくさんの御意見もいただいております。本当にありがとうございました。

資料3のパブコメの資料ですけれども、寄せられた御意見と、御意見に対する考え方の

案につきまして、ガイドライン案について御議論いただく中で参考資料として扱うこととさせていただいて、コメントの一つ一つを確認するということはいたしませんので、そういうことで御承知おきいただきたいと思います。

それでは、まず、事務局から、パブリックコメントに寄せられた御意見の御紹介と、それを基にしたガイドライン案の修正について御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○宇野補佐 それでは、資料3を御覧ください。昨年12月下旬から30日間実施いたしましたパブリックコメントに寄せられた御意見を簡単に御紹介いたします。

パブリックコメントでは758件の意見が寄せられております。資料3における御意見は、事務局におきまして誤字脱字を直す、社名が特定されている記載は改めるなどの整理は行っておりますが、基本的に原文のまま載せております。また、御意見の内容を確認し、分類分けを行いまして、資料としております。

資料3の最初のページにおきまして、緑色は大分類、白色は中分類となっております。

資料3の1ページ以降、右側に書いてあります「御意見に対する考え方（案）」ですが、これは本日3月1日時点での消費者庁としての回答となります。本日この後のガイドライン修正に関する検討会における議論を踏まえまして、ここの「御意見に対する考え方（案）」について修正がかかることがあると考えております。

なお、最終的にパブリックコメントの回答として公表するのは、ガイドラインの公表と同時期になる予定としております。

それでは、パブリックコメントに寄せられた御意見につきまして、時間的に全ては御紹介できませんが、大分類の中から幾つか御紹介をいたします。この後のガイドライン修正において用いる御意見は、後の資料1の説明のときに御紹介をいたします。

最初に、1ページのガイドライン全体への御意見です。賛成56件、反対48件でございました。賛成の御意見としましては、消費者の誤認につながる不使用表示を明確にするガイドラインに賛成するといったものがありました。反対の御意見としましては、消費者の知る権利を侵害するガイドラインであるといったものがありました。

これに対する回答としましては、本ガイドラインは、食品添加物の不使用表示を一律に禁止するものではありません。消費者を誤認又は矛盾させる表示によって商品選択を行うことがないよう、食品表示基準第9条の解釈を示したものです。

なお、既にガイドラインに記載していますとおり、実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に該当するか否かにつきましては、ケース・バイ・ケースで全体として判断することになります。

次に、34ページ、ガイドラインの適用範囲への御意見です。本ガイドラインをウェブサイトや広告における表示にも適用させることへの御意見がありました。

回答としましては、本ガイドラインは、食品表示基準における考え方でありますので、ウェブや広告は対象としておりませんが、このガイドラインを参考として容器包装外にお

ける消費者を誤認させる食品添加物の不使用表示が縮減されることが期待されます。

次に、41ページ、類型への御意見です。類型ごとに、○○という表示は認められるのか、もっと例示を示してほしいといった御意見がありました。

回答としましては、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐にわたっていることから、あらゆる例示を列挙することは困難であります。本ガイドラインは、食品表示基準第9条に当たるか否かのメルクマールとして策定するものであります。

次に、152ページ、普及、啓発への御意見です。ガイドラインを策定するだけではなく、周知徹底させることが必要である。そもそも添加物の表示制度への理解が足りていないことが原因であるといった御意見がありました。

回答としましては、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識とともに普及、啓発を行います。なお、本検討会で検討すべきことは、食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に当たるか否かとなりますので、そもそも添加物表示制度に関することを議題には挙げておりません。しかし、今回、そもそものところから話を始めることが必要であるということがパブリックコメントにより分かりましたので、今後、消費者庁における普及、啓発の課題として受け止めてまいります。

また、表示の話ではなく、厚生労働省が所管する添加物制度についての御意見や、学校給食に対しての取組を求める御意見もありました。こちらにつきましては、関係省庁に伝えるとともに、連携できる内容につきましては、取り組む旨の回答となります。

次に、162ページ、表示の見直し期間への御意見です。2年程度としている見直し期間について、配慮をしてほしいといった御意見がありました。

こちらの回答につきましては、後のガイドライン修正の中でお話をいたします。

次に、173ページ、その他の御意見です。現在の食品表示基準Q&Aとの整合性について御意見がありました。

回答としましては、本ガイドラインの策定と同時にQ&Aについても見直しを行う旨となります。

パブリックコメントに寄せられた御意見の紹介は以上となります。

次に、資料1を御覧ください。ガイドラインの修正箇所について順に御説明をいたします。

まず、1ページ、10行目です。食品表示法に基づく旨を追記いたします。食品表示基準の記述の前に根拠法律についても記載が必要であることから、追記をいたします。

次に、36行目、パブリックコメントに寄せられた御意見を踏まえた修正です。御意見の中で、10類型は食品添加物の不使用表示を単に10の類型に分けたものであるのか、又は表示禁止事項に該当するおそれが高い表示を10の類型に分けたものなのかというものがございました。そこで、検討会において実際の表示を見る中で、検討が必要な食品添加物の不使用表示を類型化し、さらに各類型のうち、食品表示基準第9条の表示禁止事項に該当するおそれが高い表示について、ガイドラインを取りまとめた旨を追記します。類型と表示

禁止事項に該当するおそれが高い表示の違いを明確化するために修正をいたします。類型と表示禁止事項に該当するおそれが高い表示は同一ではなく、類型に該当するだけで食品表示基準第9条に該当するものではないことを示す修正となります。

2ページに参ります。1行目、1ページから続く趣旨の中に（5）を新設し、本ガイドラインの活用方法を記載いたします。

既に9ページの普及、啓発の冒頭にガイドラインに期待される効果につなげる形で記載をしておりますが、趣旨の中に明示をいたします。

13行目、こちらはパブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。1ページの36行目の修正で申し上げた内容と同じですが、類型と表示禁止事項に該当するおそれが高い表示、この2つの違いを明確化するために、3のタイトルに「食品添加物の不使用表示の類型及び」を追記いたします。

32行目から3ページの22行目までは、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。ここも類型と表示禁止事項に該当するおそれが高い表示、この違いを明確化するために（1）をつくり、そこで容器包装における表示を作成するに当たり注意すべき食品添加物の不使用表示を以下のとおり10の類型に分けたとしまして、10の類型を列挙いたします。

文末のアスタリスクは後ほど御説明いたします。

3ページに参ります。13行目から22行目、10の類型の列挙が終わった後に（2）をつくり、「さらに、各類型のうち、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を以下の通りまとめた」として以下を続けます。

なお、6行目から12行目の削除部分は、一部表現の変更を行っていますが、基本的にはそのまま13行目から22行目に移動させています。表現の変更を行った箇所は、10行目の真ん中辺りで「表示禁止事項に該当するか否かは類型に当てはまるだけではなく」としていたものを、修正後には18行目の後半以降「表示禁止事項に該当するか否かは、各類型のうち、以下の表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまるだけではなく」と修正を行っています。

続きまして、22行目、アスタリスクについて説明いたします。先ほど2ページの最後で後ほど御説明すると申し上げたアスタリスクと共通です。こちらはパブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。この後ろの類型ごとの記述の中で参考としているコーデックスの記述につきまして、参考の趣旨を明確にしてほしいという御意見がありましたので、3ページの一番下、欄外に「本ガイドラインの策定に当たっては、『強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン』の考え方を一部参考に用いた」を追記しまして、アスタリスクをここにつなげる修正を行います。

34行目、例示に「無添加となる対象が不明確な」を追記し、例示を読むだけで類型1の本文の内容が分かる記載に近づける修正を行います。

4ページに参ります。13行目「ハム類の」を削除いたします。ここは、かつてJASの規格において使用されていた用語である旨の説明であります。食品の種類は関係しませんので、

削除いたします。

15行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。「適切とはいえない」と文頭に書いておりますが、ここの表現では、適切といえる人工、合成、化学、天然の用語があるように誤解させるといった御意見がありましたので、「人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は適切とはいえず、こうした表示は」と文章の変更を行います。

16行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。「(天然香料を除く。)」を削除いたします。類型2の本文は、そもそも食品衛生法における添加物の整理から始まる記載であります。天然香料の記載も食品衛生法における添加物の区分を引用しておりました。しかし、食品表示法では、添加物に対して天然の用語の使用は認めておりませんので、この部分は削除いたします。

20行目、例示を読むだけで類型2の本文の内容が分かる記載に近づけるため、修正を行います。

34行目、類型3以降に例示が複数出でますので、本文の終わりに例示のいずれのことを言っているのかを明確にするために例示番号を追記いたします。これにつきましては、後ろの類型7で御説明するのが分かりやすいので、類型7で再度御説明をいたします。

35行目と36行目、アスタリスクの使用をやめまして、括弧書きをして文章で内容を補足する記載に修正をいたします。

5ページに参ります。1行目、コーデックスの文書番号を修正します。修正前はコーデックスにおける本文の文書番号、修正後はコーデックスにおけるガイドライン一覧における文書番号です。どちらも正しい番号であります、引用する場合にはガイドライン一覧における番号を使用することが一般的ということが分かりましたので、修正をいたします。この修正はコーデックスの記述に共通して行っていきます。

14行目、「表示において」を追記します。違いが分からぬという状況を明確にするための追記となります。

17行目、例示番号を追記いたします。

20行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。合成の用語は類型2で食品表示基準に規定されていない例として示していますので、「合成着色料不使用」を削除しまして、合成を使わない表現に変更いたします。

6ページに参ります。2行目と6行目、例示番号を追記いたします。

7行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。化学の用語は類型2で食品表示基準に規定されていない例として示していますので、「化学調味料」を削除し、化学を使わない表現に変更いたします。

27行目、例示番号を追記いたします。

7ページに参ります。4行目、8行目、11行目、例示番号を追記いたします。先ほど、後の類型7で再度御説明する旨を申し上げたのがここになります。類型7では表示禁止事

項に該当するおそれが高い場合として3つの場合を示しております。それぞれの場合に対応した例示をつくっていますので、本文と例示の対応を分かりやすくするために、本文の終わりに例示番号を追記する修正を行います。同じ修正を他の類型でも行っております。

13行目、「『開封後』に言及せずに」を追記しまして、例示を読むだけで類型7の本文の内容が分かる記載に近づける修正を行います。

24行目、文章の分かりやすさの観点から、「が」を「で」に修正いたします。

27行目、例示番号を追記いたします。

28行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。同種の製品で一般的に着色料が使用されていないことが前提であるといった御意見がありましたので、その旨を追記いたします。

34行目、文章の形にするために「をいう」を追記いたします。

8ページに参ります。10行目、例示番号を追記いたします。

28行目、状況を絞るために「与えかねず」を「与えると」に修正いたします。

29行目、例示番号を追記いたします。

32行目、類型10のタイトル、本文に記載をしております、過度に強調の状況を表すために「目立つ色」を「過剰に目立つ色」に修正いたします。

9ページに参ります。16行目から20行目の文章が一つの文章となっており、長く読みづらいものでしたので、一度17行目で切りまして、2つの文章に修正をいたします。意味の変更を伴う修正は行っていません。

33行目、「行うこと」という言い切りの表現でしたので、他とそろえるために「行うことが必要である」に修正をいたします。

35行目、こちらも「行うこと」という言い切りの表現でしたので、「行うことが求められる」に修正をいたします。

36行目、パブリックコメントへの御意見を踏まえた修正です。見直し期間として示しておりました2年程度、こちらの期間が短いという御意見ですとか、賞味期限が2年を超える商品への配慮を求める御意見がありましたので、「なお、この期間に製造・販売等された加工食品が見直し前の表示で流通することはやむを得ないと考えるが」を追記いたします。

資料1を用いましたガイドラインの修正の説明は以上となります。

私からは以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

それでは、本日もお二方の委員から意見書をいただいておりますので、まずそちらを御説明いただければと思います。最初に、上田委員から頂戴した意見書の御説明は資料4になりますでしょうか。お願ひいたします。

○上田委員 第8回検討会開催に当たって意見を申し上げます。

食品添加物に係る無添加、不使用等の表示の氾濫が、食品添加物が使用されている食品

の安全性に対する不安を助長しております。今回のガイドラインにより、消費者の方々に対する誤認の広がりが適切に制限されることを期待いたします。

Q&A関係で2つの意見を提出します。1番目の意見は、Q&A（加工-90）を見直すべきとのものです。食品表示基準Q&A（加工-90）の趣旨は、不使用表示は、本来、不適切な表示であり、特別な条件下でのみ可能であると解釈されます。食品事業者の中には、このQ&Aを厳格に解釈、遵守して不使用表示を自粛してきた事業者がおります。この趣旨を踏まえた上で、ガイドラインに言及するなどの見直しが必要と考えます。

2番目の意見は、Q&A（加工-232）を見直すべきとのものです。既に意見してきたように、糖類、ナトリウム塩以外のものであっても、事実であれば不使用表示は可能とするQ&A（加工-232）は、食品添加物を対象とした不使用表示についても問題ないと誤解につながっていることから、廃止するか、あるいは栄養成分表示に限ったQ&Aであることを明記するなどの見直しが必要と考えます。

以上でございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

続きまして、武石委員の意見書について御説明をいただければと思います。資料5になります。お願いします。

○武石委員 武石でございます。今回、意見書をまた提出させていただきました。前回までの主張と変わっている点はほぼないので、課題があるとは思っておるのですが、私一人だけ反対していてもなかなかその行き先が見えないので、今回整理されたということを前提に、今後の取組についてということで意見をさせていただきました。

少なくとも今回提示されたガイドラインの修正案は、①に書いてございますように、事実に即した表示は引き続き認められること。それから、②として事業者は類型そのものではなくて、類型ごとに示された表示禁止事項に該当するおそれが高いものについて留意して情報提供を行うべきこと。それから、③の実際の監視指導に当たっては、具体的な商品の表示について、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけで判断されず、商品の性質、一般消費者の知識水準などを基に全体として判断されることについてかなり丁寧に整理されておりますので、今までのガイドラインと比べてかなり分かりやすくなってきたと思っております。

その上で、昨年末からの意見募集で寄せられた700件を超える意見も踏まえ、本ガイドラインに関連して、以下5点の取組を継続していただくことを要望しますということで、1から5を掲げております。

具体的には、1枚めくっていただきまして、別紙で書いてございますが、ガイドラインの継続的な見直しということで、意見で一番多く寄せられたのは、分かりにくいとの事業者からの声であったと考えます。本ガイドラインでは事実に即した表示であれば認められ、全ての無添加・不使用表示が禁止されるものではありませんが、例えば、類型5の特定の「成分のみを抽出したこと等により……おそれがある」といったところの表現が非常に難

解であるとか、あるいは類型10の「あらゆる場所に過度に強調して」の具体的な基準が不明確であるといったような点が、抽象的な部分が分かりにくくしていると考えております。これらの点について、ガイドラインの説明会などを通じてさらに問題点を収集、整理し、分かりにくいとの声が多いところは事例の追加も含め、順次、見直すべきと考えております。

それから、Q&Aの早急な見直し。先ほどの上田委員とも重なるのですが、意見でも複数の指摘を受けておりますけれども、現行のQ&Aの（加工-90）、（加工-232）、これはもう一つ追加するのを忘れていました。（加工-282）もあると思います。むしろ（加工-282）のほうが具体的に不使用表示について事例を挙げておりますので、この3つは少なくとも見直すべきではないかなと思っております。

それから、これも意見でも多く寄せられておりましたが、相談体制の整備ということで、説明会の開催など、普及、啓発と併せた事業者からの問合せに対する相談体制の整備を図るべきと考えます。とりわけ地方の中小企業者への丁寧な説明、対応がなされるよう、地方自治体の監視指導部局との連携強化を徹底していただきたいと考えます。

4番目、広告規制への拡大の検討ということで、意見の中には、包材上の規制のみでは実効性に乏しいことから、広告規制も同様にガイドラインを定めるべきとの内容が多く見られました。本検討会は前提として食品表示法第9条のメルクマールを検討する場であることから、今回のガイドラインには広告規制については触れられていませんが、ガイドライン検討会の申し送り事項として、景表法についてもガイドライン若しくはQ&Aを検討するといったことを申し入れることを検討していただきたいと考えております。

ただ、この点につきまして、意見書を出した後に消費者庁様の広告規制に対する意見の中に景表法の取り締まり、監視指導に当たっての一つの基準となり得るといったようなことが明示されましたので、そういうことについて少し前進したのかなと思っておりますが、広告規制についてはより前向きな検討をお願いしたいと思っております。

最後に5番目ですが、これは改めて言うまでもないのですが、食品添加物の消費者への理解促進に向けた具体的な取組の強化ということで、本ガイドラインはそもそも食品添加物についての消費者の不安を前提とし、実際に商品選択に当たり消費者が添加物に対する不安感、忌避感から不使用表示の商品を求めていること、それから、不正確な不使用表示がその不安感を助長し、誤認につながっていることを理由に表示を規制しようとするものです。しかしながら、これも意見で結構出ておりましたが、単に不使用表示をなくすだけでは消費者の食品添加物への不安感、危機感は解消されないと考えております。まずは学校教育をはじめ、食品添加物についての理解促進に向けた取組がどのように行われてきて、どうして成果が上がっていないのか、しっかりと検証した上で食品添加物に係る行政、関係団体、関係業界がしっかりと食品添加物の安全性や必要性を消費者に訴え、理解促進を図るべきと考えます。

以上でございます。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど御説明いただいた事務局の資料に対する御質問とか御意見などもお聞きして、これから具体的な議論に入っていきたいと思っております。

先ほど御説明いただいた資料1のガイドライン（案）の見え消し修正版をお手元に御用意いただきながら進めていったらどうかと思っております。ガイドラインは1から5に分けて記載されておりますので、進め方としては一つ一つ御意見をいただくという形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ウェブ参加の委員の皆様方には、手を挙げていただきて、それで確認をさせていただくということにしたいと思っております。その場合、画面をオンにするようにお願いいたします。また、御質問、御意見のある場合にはミュートを解除してください。なお、手を挙げた上で、ぜひお願ひしたいのは、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をいただければと思っております。後の確認とか議事録といったこともあります、御協力いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、今、御説明をしていただいた資料1を見ていただきながら、まず、1の背景及び趣旨の部分について、御質問、御意見等をいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

有田委員、お願ひいたします。

○有田委員 有田です。御説明ありがとうございました。

資料1に入る前に、武石委員の最初の発言について、私の考えも追加させていただきたいと思います。武石委員だけが反対されているというようなことでしたが、事実に即した表示は引き続き認められるということに関しては、武石委員だけではなくて、私はもとより他の委員の方もそのように発言したと思っています。資料1のところで確認させていただきたいのは、今回のガイドラインについて事業者の方も消費者団体でも誤解しているようです。いくつかの消費者団体で反対集会も行われ、その集会には、消費者庁の方も参加され御説明されたと思いますが、それでもガイドラインについて納得していないようです。全て不使用や無添加を完全に書いてはならないということでこのガイドラインがまとめられたということではないと私は理解しております。つまり、事実に即し科学的に証明がされれば、今後も不使用表示が可能であるということを確認させてください。無添加、不使用表示が食品添加物を毒だと思わせ消費者を混乱させているから全て書く事を禁止するという形でガイドラインがまとめられたわけではないと私は理解しておりますが、その事につきまして御回答いただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

これは谷口課長からコメントをいただけたらいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○谷口課長 食品表示企画課長でございます。

各委員から、今、有田委員、武石委員から御発言がありましたとおり、今回のガイドラ

インにつきましては、添加物の不使用なり無添加表示を一切禁止するというものではないということは、この検討会の中で明らかになっているかなと思っております。ただ、やはり一部だけを切り取られて、この類型に単に当てはまることだけですか、あとは無添加、不使用が一切禁止されるといったような誤解を生んでいる可能性もあるということでございますので、これに関しましては、このガイドラインについての丁寧な普及、啓発をしていくということで、きちんとその趣旨が伝わるようにしていきたいなと考えておる次第でございます。

以上です。

○有田委員 ありがとうございます。

○池戸座長 ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。どうぞ、菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。今の点ですけれども、もちろんといいますか、私も有田委員や武石委員と同じ認識の下でこの検討会を進めてきているのだと認識していますし、そういう意味で、「例外的に禁止される範囲」が曖昧なガイドラインになってしまふということは、全体として表示が抑制されてしまうという意味において非常に危惧を持ってガイドラインの原案を見てきました。ですので、それが少しずつ改善されて、何を問題とするのかがより明確になってきたという意味においては、大分前進した修正がなされてきているのだと思いますし、例えば今の資料1の1の「背景及び趣旨」のところでも、(4)の部分の表現が変更されていることなども含めて、一概に食品添加物の不使用表示を悪いものだとして排除していくというような考え方の下にこのガイドラインがつくられていくわけではないということや、後で出てくる3の頭の部分、資料1の2ページ目の15行目から18行目などにもそういう趣旨が書かれているものだと理解していますけれども、そういったところは今回つくられるガイドラインを理解するに当たっては「前提」になっているのだと理解しています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。どうぞ。

○武石委員 繰り返しになりますけれども、意見書で述べた冒頭の①、②、③辺りを、ぜひ普及、啓発の際にはコンパクトにまとめていただいて、このガイドラインを最初から読み出すと、なかなか最後までたどり着かないというようなこともありますので、この最初のところでガイドラインの趣旨のようなところを簡潔にまとめていただいて、まずは分かりやすい普及、啓発をしていただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

またここに戻っていただいて結構ですので、その他、ウェブ参加の委員さんでどうでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それで、これは中身ではなくて書き方のスタイルの話で細かい話なのですから、1ページの25行目から27行目の「といった現状を踏まえ」というところなのですが、1字前のほうに持ってきたほうが、並びとしてはそういう位置づけではないかと思っています。上のポツが3つあるのは引用したところなので、細かい話で恐縮ですけれども、修正していただいたほうがいいかなと思っております。

それでは、次の2の適用範囲ですね。ここはいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、3のほうに入ります。3は前文が次の3ページの類型1の前までありますので、その(1)と(2)の部分について、御質問、御意見いただければと思います。よろしくお願ひします。

武石委員、お願ひします。

○武石委員 ここはパブコメの意見書の30ページの消費者庁さんのお答えについて確認をさせていただきたいと思うのですけれども、30ページのパブコメの2番目とか3番目で「著しい」という表現ですね。これは結構私も検討会の中でこだわって、類型の中に用いていないのに禁止事項としては著しい優良誤認という整理をされている、そこら辺の整合性をどう考えますかみたいな話を質問させていただいたのですが、今回、初めてこのガイドラインで正式な回答がされて、ガイドラインにおいてはここに書いてあるように表示禁止事項に該当するおそれが高い場合に当てはまると整理されているということで、ここの考え方としては、あくまでも本ガイドラインが直ちに表示禁止事項の食品表示基準第9条第1項第1号と連動するものではなくて、ガイドラインのおそれが高いという中で、それを踏まえて他の状況を見た上で、実際は著しいかどうかというのを第9条第1項に従って判断するという意味で、ガイドラインの「著しい」がついていないというのは、第9条第1項との違いはそこの規制力の違いだという辺りをお答えされたかったのかどうか。そこら辺を確認したいと思いまして、前から気になっていたこの「著しい」という、なぜガイドラインの類型にはついていないのかという辺りの整理をもう一度、回答を読めば大体そういう趣旨だと思うのですが、確認したいと思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

○宇野補佐 事務局です。お答えいたします。

回答にも書いてありますとおり、第9条に該当するかどうかというところに関しましては、おそれが高い表示、おそれが高い場合として以下のようなものが考えられる。ここに書かれた場合であっても、そこからさらにガイドラインの修正版ですと3ページの(2)に書いてありますように、実際の食品添加物の不使用表示が第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かにつきましては、類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる場合に当てはまることだけではなく、ケース・バイ・ケースで全体として判断するものであるということを整理しておりますので、実際の表示を見て著しいか否かということも含めてケース・バイ・ケースで判断していくという整理を行っております。

○池戸座長 よろしいですか。

○武石委員 はい。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。もしよろしければ、具体的に類型のほうに入っていきたいと思っております。

まず、3ページの類型1です。単なる「無添加」の表示のところですけれども、これについて御質問、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

菅委員、お願ひします。

○菅委員 菅です。まず、ガイドライン案全体としてですけれども、先ほども少し話題になりましたが、パブリックコメントに付された案における曖昧な部分や、ここでの議論の結果の落とし込みとして意図が伝わりにくかった部分などが、相当程度は改善されたと思いますし、パブリックコメント募集に寄せられた様々な意見を可能な範囲で反映できている部分があるという意味においては、現時点で可能な、原案よりはよい方向での修正がなされたものと感じております。全体として、趣旨や禁止範囲の説明やその例は決して多いとは言えませんし、今後さらなる改善の余地もあるかと思うのですけれども、このガイドラインのみで全てを解決できるというものはなかなかつくり難い中で、現時点で検討が必要とされるものについて、一定の考え方を示してきているのではないかなと思います。

そのような趣旨で、全体としては賛成していく方向で詰めていければとは考えているのですけれども、なお趣旨を明確にする意味で、若干手直しをすることを検討してはどうかと思うところがあつて、気になるところについて確認をお願いできればと思っているのですけれども、その例が、この類型1がそうでありまして、類型1の本文と例との関係についてなのですけれども、ここでは3ページ34行目の例の部分で、単に「無添加」とだけ記載した表示のうち、問題と考えるもの限定する趣旨で「無添加となる対象が不明確な」という文言を付加していただいているものと理解しています。これは、このページの32行目に説明されている、「一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合」というのを念頭に置いていて、通常は「無添加」により一般的に消費者が推察する内容が「食品添加物不使用」であることが多いと考えられることから、一番典型的な場面としては、「食品添加物不使用」以外の意図で事業者が単に「無添加」とだけ表示する場合を想定しているものだと理解しています。もちろんこれ以外の場面もあり得るとは思います。

ただ、そうであるとしまして、例が類型1の冒頭の説明、26行目の表現と結果的に同じ書き方になってしまっているので、限定した趣旨が伝わりにくいといいますか、かえって限定していないと誤読されるおそれがあるように思えます。

ですので、具体的な修文の提案なのですけれども、1つ目の案が、26行目のほうを、例えば、「無添加となる対象を明示せず、単に『無添加』とだけ記載した表示」と変更しておいて、34行目の例と書きぶりを変える。つまり、34行目は無添加となる「対象が明確な」

ものを排除して、「不明確な」ものということにして、26行目と書きぶりを変えるという方法。もう一つの案は、34行目のほうを、例えば「単に『無添加』とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が消費者にとって不明確なもの」というような方法で、何がしか26行目と34行目の表現の違いをつけて手直しをするということが必要なのではないかと考えます。今のままだと、「無添加となる対象が不明確」というのは、単なる無添加の一般的な説明であるかのようにも読まれかねなくて、無添加となる対象が不明確ではないケースもあるということを前提とした表現であることを分かっていない人には理解しづらくなっているかなと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、具体的に修正案もお示しいただきましたが、もう一回確認的にそこの部分をおっしゃっていただけだとありがたいのですが。

○菅委員 26行目のほうを、「無添加となる対象が不明確な」ではなく、「無添加となる対象を明示せず」と。要するに、ここでは「単に『無添加』とだけ記載」することをそう表現しているということです。何が無添加であるのかを書かない、単なる「無添加」表示であることを端的に示すために、「無添加となる対象が不明確な」という修飾自体も全部外してしまうという方法もあるのかもしれませんけれども、一応、私の修正案としては、「無添加となる対象を明示せず」という修正方法の御提案です。その方法でいか、あるいは、34行目の例のほうを26行目と同じにしないで、「単に『無添加』とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が不明確なもの」というような形で直していくという方法です。両方の変更を併用してもいいかもしれませんけれども、何がしか趣旨がより伝わりやすくなる形、同じ趣旨を表現するのにその趣旨が伝わりやすい形の修文をしたほうがよいのではないかなと思っています。

○池戸座長 分かりました。先ほど、例のほう、34行目のところを修正する場合というか、ダブってもいいのですけれども、それは頭に単に無添加となる対象を明示せずというのを入れるということですか。

○菅委員 34行目ですか。

○池戸座長 そうです。

○菅委員 34行目に「明示せず」としてしまうと意味が違うので、「明示せず」云々というのは26行目を直す際の案としてお話ししました。なので、34行目の「不明確な」が後ろの「単に『無添加』」にどう係っているのかというところで、明確なものと不明確なものがあり、不明確なものを排除するという趣旨だということが、そう一義的に読めるとも限らないなという懸念を持っていまして、それはなぜかというと、26行目と書きぶりが一緒なので、せっかく28行目で「本類型のうち」という形で絞り込んで話をしているのに、その趣旨が伝わらないなと感じていて、実質的な内容の変更をお願いするものではないのですけれども、そこの変更が要るのではないかと思っています。

○池戸座長 今、御提案いただいたのですが、御提案に対していかがでしょうか。

○武石委員 私もこここのところは、類型と表示のおそれのある事例がほぼ一緒の表現なので、限定していないので、ちょっと類型の書き方としては不適切かなと思っておりましたので、今の菅委員のような修正があつてしかるべきかなと思います。

○池戸座長 村委員、どうぞ。

○村委員 村です。今の菅委員の御提案を伺つていて、私は菅委員の後者の提案がよろしいのではないかと考えました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

有田委員、お願ひいたします。

○有田委員 有田です。御提案については私も賛成です。ただ、今、村委員の意見が聞こえづらかったのですが、何とおっしゃったのですか。どちらのほうがいいというふうにおっしゃったのか分からなかつたので、そこを変更するということについては、私も賛成ですという意見だけ申し上げておきます。

○池戸座長 ありがとうございます。

趣旨は、ほぼ同じことを伝えるには、どちらの表現をどうしたらいいかというような話だと思うのですけれども、事務局、どうぞ。

○宇野補佐 事務局です。御意見ありがとうございます。

2つ案を出していただきましたので、検討材料として持ち帰りたいと思っております。ただ、1つ現時点で気になつておりますのは、菅先生がおっしゃいました後者のほうの例示ですと、今のこのガイドラインの作りといたしまして、例示は、○○とした表示というような構成にしておりまして、そこら辺の工夫が必要かなと思っております。そこも含めて、前者の提案でいくのか、後者の提案でいくのかというようなことも一度検討いたしたいなと思っております。

○池戸座長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。書き方の技術的なことはいろいろあり得ると思いますが、今の後者の提案のほうで、最後が「不明確なもの」としているところがもし気になるようであれば、例えば「不明確な表示」というふうに収めてしまえば解消するような問題でもあるかなと思うので、「単に『無添加』とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が不明確な表示」ということであれば統一できるような気もするので、その辺りも含めて御検討いただけたらと思います。

○池戸座長 分かりました。ということで、これについては表現の仕方だと思いますので、事務局と御相談させていただいた上で後日また皆様方に提示させていただきまして、確認したいと思っていますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしければ、4ページ、次の類型2について御質問、御意見いただけたらと思います。  
もしよろしければ、また後で振り返っていただいても結構ですので、次に進めさせていただきまして、類型3のところについて、いかがでしょうか。

有田委員、お願ひいたします。

○有田委員 有田です。コーデックスの件は、最初のガイドライン案では本文中で書かれ、参考という事で入れる方が良いのではという意見を申しておりましたが、途中はそのようになっておらず最終的には参考という事ではっきりしました。今回のガイドラインの考え方ではあくまで参考という事がはっきりしてよかったです。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

それでは、類型4に移りたいと思います。同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示です。お願ひいたします。

菅委員。

○菅委員 菅です。今の有田委員の御指摘とも少し関係するのですけれども、コーデックスとの関係といいますか、類型4の資料1、5ページの14行目で「表示において分からぬ」という形で付記していただいたのですけれども、そのこと自体には賛成するのですが、この表現には裏返しの、つまり、「表示において分かる」場合、分かるケースの一つとして、25行目のコーデックスにおいて言及されている「同程度に顕著な表現で明示されている場合」というのが例として意識されているものと理解しています。

また、コーデックスそのものは、わざわざガイドライン中に紹介すべきかどうかも含めて議論があったところですけれども、このガイドラインの解釈とは直接つなげずに、「考え方を一部参考に用いた」と付記するにとどめることにしたことは、コーデックスとの異同を具体的に明示はしていないものの、コーデックスそのものではないことは明確であるという意味においては改善されたのかなと思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございました。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 今のとも関連するのですが、意見の中に、これは個別事例にないと結局回答できないということなのでしょうけれども、コーデックスの考え方として「同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き」というところで、代替するものを使っているということをはっきりと明示することによって、不使用表示を併記することが可能なのかという意見が幾つか出ていたと思うのです。そこら辺については基本的に個別具体的な事例に沿って回答するという整理なのでしょうけれども、そこまでコーデックスの考え方を類型4の適用に当たって厳密に運用するという趣旨がおありかどうかというところだけ確認したいと思っております。

○池戸座長 事務局よろしいですか。

○宇野補佐 事務局です。今おっしゃっていただいたように、個別の例なのでケース・バイ・ケースということにはなりますけれども、このコーデックスの参考と書いている「同程度に顕著な表現で明示されている」というところを事業者さんとしても参考にして不使用表示を行うことは現実的にあると思っております。

○武石委員 ありがとうございます。

もう一点は、今回追加された例2のところなのですけれども、「既存添加物の着色料を使用した食品に、着色料が不使用である旨を表示（○○着色料とは、指定添加物の着色料をいう。）」という例示が挙がっているのですが、ここはなかなか、本当にこういった事例があるのかなというのがよくイメージしにくいのですが、ここは上田さんがお詳しいと思うので、こういった表示例はあり得るのかなという辺りを、既存添加物と指定添加物の違いも含めて少しお話しいただければと思います。

○池戸座長 上田委員のほうでよろしいですかね。

○上田委員 上田です。典型的な例としては、「合成着色料不使用、クチナシ色素使用」のようなものがあるわけですが、今回の修正に当たっては、合成着色料という用語を類型2とダブって使用しないということですから、例えば、「赤色○○号は不使用だけれども、ベニバナ赤色素を使用」とかは該当すると思います。

○池戸座長 委員の方は御存じだと思うのですけれども、既存添加物と指定添加物の違いについても説明をお願いします。

○上田委員 既存添加物というのは、もう30年前のことですが、もともと食品として扱われ天然添加物と言われていたものがリスト化されたものであります。これは例外的な位置づけでありますて、現在、新しい添加物を開発した場合は指定を受けるということになっております。ただ、この既存添加物というのは30年前まで食品として扱われていたものですから、いろいろなレギュレーションの中でも時々指定添加物との違いというところでは話題になるものです。 30年前に既存添加物のリストを作ったのですが、その後、いろいろな技術の開発が行われて、平たく言うと、事業者の方が添加物として表示したくない、あるいは不使用表示をしたいということで、天然物をいろいろ加工して添加物の代替で用いるケースがあります。協会としては、成分が大きく変化するなど、元の食品の成分とは同一ではないというようなケースの場合、やはり指定を受けるべきと考えております。また、一般的の飲食物であっても添加物の代わりに使ったものについては添加物として扱うというのが日本の添加物制度にあります。それに該当するにもかかわらず、食品原料と位置づけて、添加物としての表示をしないとか、そういうケースも見受けられます。これは余談ですが。

私も何回かいろいろ意見を言ってきたのですけれども、協会として非常に危惧するのは、不使用表示が広まることによって、本来指定を受けるべきものが指定を受けないとか、そういうことも起こり得ることです。

既存添加物につきましては、先ほど紹介したようにリスト化されておりまして、規格が

あるということでございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

よろしければ、類型5、同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示のところでございます。御意見、御質問をいただけたらと思います。

○武石委員 ここはパブコメで見ても、僕の意見書にも今回書きましたが、はっきり言って、非常に表現が分かりづらいと思います。35行目以降、普通にはっと読んで理解できる人がどれぐらいいるのかというぐらい結構表現が難しい。ここをもう少し簡潔に整理できないかなということなので、じゃあ提案しろと言われると非常に難しいのですが、35行目からの3行は本当に必要なかなと思っております。そうではなくて、「しかし」以降、消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場合で、食品の特定の成分のみを通知したようなもので代替されていると認知しない場合といったようなことで、最初の35行目からの3行を少し整理すべきではないかなと。最初の3行が何を言っているかよく分からぬといいう多分一番のポイントだと思いますので、もう一度この表現について分かりやすく整理したほうが事業者にとっても読みやすいですし、消費者の方にとっても分かりやすいかなということを改めて思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

これについてはいかがでしょうか。

○上田委員 上田です。さきほどの類型4のときに御説明しました既存添加物の話と一緒に申し上げたことは、まさにこのことを指しています。食品をいろいろ加工して成分を変えたり、不明成分が生成したりしているようなものを添加物の代わりに使った場合に、それは本当に食品原料として表示することでよいのかどうかというところは常々協会も気にしているところであります。

この文章自体は正確だと思うので、分かりにくいという方も確かにいらっしゃるのかもしれませんけれども、このままでよいと思います。もし武石委員の意見のような形で修正されても趣旨としてはそれほど変わらないので、それでもよいのかなとは思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。菅委員。

○菅委員 菅です。今の点ですけれども、議論の経緯として、類型5の中でも類型4に近いようなものと、変な言い方になりますが、より食品そのものに近いものとがあるということで、そもそも食品と食品添加物の線引き自体が大変難しいというところに起因している問題だと思うので、ここだけで急に分かりやすくなったりするような表現をつくるのは実は難しいのかもしれないなと思っているのですけれども、要するにレベル感というか、より食品らしくなってきたものについては、類型4と同じようなことを思う人がいるのではないかというところで少しレベルに差をつけようとしている趣旨だと思います。で

すので、なくして同じではないかという御指摘も分からなくもないのですが、外してしまわないほうがいいのではないかと現時点では思います。もっといい表現があればもちろんそれに変更してもよいとは思います。確かに分かりにくいし、どうしてこういうことを書いているのかについて、説明が十分ではないところがあるのかもしれないで、むしろ外すよりももっと詳しく説明を書いたほうがいいというような修正の選択も含めて、修正の余地があるのかもしれないですけれども、この部分は今までの議論の経過の中で出てきている表現かなとは思います。結論が曖昧で申し訳ないです。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他の方はいかがでしょうか。戸部委員でよろしいでしょうか。

○戸部委員 戸部です。ありがとうございます。

私もこの資料をいただいたときに、ここは分かりづらいなと思っておりました。事業者の方は、使っている原料の由来や製造工程をわかっておられるので、ここに書いてあることの具体例や意味合いは分かると思うのですが、消費者として読んだときに、何のことかちょっと分かりづらいなと思いました。ですので、このガイドラインに解説を書くことがふさわしいかどうかは分かりませんが、いずれにせよ、少し補足説明のようなものもあつたほうが親切ではないかと思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

横山委員、お願いします。

○横山委員 ありがとうございます。横山です。類型5についてですが、この書きぶりが全体的にやはり少し曖昧な部分もありますので、どちらかというと事業者側というか、表示をつくる上においては、この表現があったほうが、趣旨が分かりやすいということで、私は残しておいていただいたほうが運用しやすいと考えております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

有田委員、お願いいたします。

○有田委員 私も、まどろっこしい表現のようにも見えるのですが、これは事業者の方が読むガイドラインだということを前提にすると、残しておくほうがいいと思います。そして、例示も、以前のよりは意味合いが分かりやすくなっているので、これはこのままでいいのではないかなと思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

この類型全体がそうなのですけれども、スタイルを当初の案から変えたというところです。当初ははじめに例示を出したほうが分かりやすいということで例示を示していたのですが、検討の結果例示を最後にしてしまったのですから、例示の前文はどうしても抽象的な言い方になってしまいます。例示を見ればこういうものがあって分かるわけですけ

れども、それを一般的に書くとこういう表現にどうしてもなってしまうという事情があるかと思います。

事業者の方がこれで分かればいいのですけれども。分かるというのは、自分の扱っているものがどうかということ。個別ではなくて、何を表現しようとしているかというのが分かればいいのですが、消費者の方は確かに最初からこれを見ると分かりづらいと思います。ただ、これは普及、啓発のところで説明を十分して理解していただくようにするのも一つかなと私は思っております。

せっかく議論をしていただいた結果としての表現でございますので、との対応は努力していただくということで、残すということでいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、次の類型6について、健康、安全と関連付ける表示のところでいかがでしょうか。

それでは、次に進めさせていただいて、類型7、健康、安全以外と関連付ける表示ということですが、いかがでしょうか。

それでは、類型8に移りたいと思います。食品添加物の使用が予期されていない食品への表示です。ここはいかがでしょうか。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。類型8に関してであるとともに、全般的な問題なのですけれども、例えば資料1の7ページ、23行目には、「商品」という表現と「製品」という表現が混在しています。それ以降の部分や例1、例2の部分を見ましても、両方が混在しています。さらに言うと、本当は「食品」という表現との関係も問題になるのかも知れませんけれども、この使い分けというのは統一、徹底されていますでしょうか。今さらで恐縮なのですけれども、一貫した用語になっているかどうか、改善案を提案しきれないのでお任せするしかないのですけれども、可能な範囲でチェックしていただければと思いますし、もしこういう方針で区別しているということであれば、一応教えていただけたらと思っています。

全体的には加工食品を前提とすると、「商品」よりは「製品」で統一するほうが多くなるのかなと思うのですけれども、その点、どうかなと思ったところです。

以上です。

○池戸座長 御指摘ありがとうございます。

これは事務局から、商品と製品の違いなども含めて御説明いただけますか。

○宇野補佐 事務局です。商品と製品に関しましては、使い分けをしております。商品に関しましては、このものだと、目の前のこの商品だということでありまして、製品という言葉につきましては、目の前のこれを含む同じようなカテゴリーのものについて製品という用語を使っておりまして、使い分けをしております。

ですが、今ちょっと菅先生におっしゃっていただきまして確認していたところ、例2で用いている商品というのが2か所ありますけれども、ここは今私が申し上げた整理から漏

れているところかなと思いまして、「製品」にするほうが正しいのかなというところも今気づきましたので、御指摘を踏まえまして、一応使い分けはしておりますが、漏れているところがあるかもしれませんので、もう一度、ここに限らず全て確認をいたします。

○池戸座長 ありがとうございます。

ということだそうですので、こここの類型8以外も含めまして、商品と製品を整理して、また皆様方にお示しさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしければ、類型9に移らせていただきたいと思います。加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示ということです。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、最後になりますが、類型10、過度に強調された表示のところでございます。御意見とか御質問がございましたら、どうぞ。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。類型10ですけれども、「表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとはいえない」というレベル感で議論してきたものを、2つを1つにした経緯なども今まであって、改めてパブリックコメントの意見などを拝見しながら考えると、独自の類型というよりは、3ページの20行目で言う「表示の方法」の一つとして、他の類型全体にわたる考慮要素の一つとして斟酌されるものとして位置づければ足りるのかもしれないとも考えるところなのですけれども、特に、質的、量的にどの程度までいけば過度なのかとか、本文と例1、例2の表現との差異をどう捉えたらよいのかといった疑問も、パブリックコメントの意見などにも見られるように、やはり湧いてきますし、書きぶりによっては、この類型について我々が想定したレベル感とは逆に、実際の表示の自由に一番大きく抑制的に影響してしまうのではないかという懸念も感じるところもあります。

そういう意味で、類型には残し、この例を残していくのだとしましても、例1は23行目以下に書かれている本文の書きぶりにできるだけ近づけて絞り込んだ表現にしておく必要があるのだと思いますし、その趣旨で今回「過剰に」という文言を例1に加えていただいているものと理解しています。

また、他との体裁の統一のために、今回、29行目の位置に「（例1、例2）」と書いていただきいて、こういう形で例と本文をひもづけすることには賛成なのですけれども、本来はここでは25行目出てくる「場合」とか、26行目出てくる「場合」の例にはなっていても、実際にはそのうちさらに、「その他の食品添加物を全く使用していない」という印象を与えた場合に限定する趣旨であるという形になっている、AまたはBに当たってかつCである場合ということになっている趣旨であることを改めて確認させていただきた

いと思います。

その意味で、仮に統一的に修文するのであれば、例えば、例1でいえば、「商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、○○を使用していない旨を記載し、その結果、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える表示」と修正するとか、例2も同じようなことになるかもしれませんけれども、そういうふうに例1、例2を修正しなくてよいだろうかというようなことが気になりました。

また、今ある25行目の「場合」とか、26行目の「場合」のところで、最後、28行目で「与えると」という形になっているのも、これも本当は、「かつ、与える場合には」というふうなものではあるので、ここも「場合」としたほうが、よりよいのかなと。そういう意味で、25行目の「場合」や26行目の「場合」を、「行うことにより」とか、「行った結果」とか、あるいは「用いる結果」、「用いることにより」とかいう形にして、28行目を「場合」という形にするほうが、趣旨が伝わりやすいかなということを考えています。

ここで「与えると」ということが、「与える場合」ということで疑義なく皆さんが読めるということであればよいのですが、ちょっとその辺り、絞り込んでいる形になっているところの構造が、下の例1、例2と、先ほどから問題となっている本文と例の整合という面でみた場合にどうかなと思うところです。

ちょっと分かりにくいかかもしれませんけれども、以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今の御意見は、例示と前の本文のところがリンクされた形で、趣旨をもう少し明確にということで。ただし、文章上で考えてしまうと、場合、場合が重なるので、そういうことですよね。これはいかがでしょうか。解釈の問題もあると思うのですが、事務局から、何かこれに対してはどうでしょうか。

○宇野補佐 事務局です。今の文章構成に關しまして、事務局としての整理の仕方を申し上げますと、最初に25行目と26行目で使っている「場合」に關しましては、事業者がこのような表示を行う場合という形で、事業者に係る行為としての場合を示しております。その結果、消費者に印象を与えると、ということで、事業者が行った行為の結果、消費者がそのような印象を持つという2段構成のようなイメージを持っての文章の作りになっておりますので、28行目にさらに「場合」を使うのはちょっと避けたいなと考えております。もし28行目に「場合」を使うのであれば、25行目、26行目の「場合」を他の言葉に変えて、最終的に28行目で絞り込んだ場合というのを使うのがよいのかなと、今お聞きして感じております。

○池戸座長 いかがでしょうかね。

○菅委員 例1なども、他の部分では最後が「表示」で終わっていますという先ほど出たお話の流れでみますと、ここは「表示」では終わっていなくて、例えば「商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、○○を使用していない旨を記載することで、その結果、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える表示」というような形で絞ること

で、本文ときれいに合うような形にする修正方法も含めて、内容は同じ意味ですけれども、さらにより関係性がクリアに分かるような表現をできないかなと思います。

要は、例1、例2に書いてある例に該当すれば、類型10で禁止事項に当たるというところまでのレベル感には直ちにはならないという話を前提にしているので、何がしか、例にも、もしこの括弧書きの位置が29行目ではなく、例えばもう少し上の本文のところに、この場合が「（例1）」、この場合が「（例2）」という形で記載しながら、「消費者が一括表示を」以下の文章がつながるのであれば、少し印象が変わるかもしれませんけれども、他の類型における説明の仕方とのバランスの関係で文末のところに「（例1、例2）」と記載していただいているので、それと記載の仕方を合わせて行くのであれば、少し「例」の表現等を修文する余地があるのではないかという問題意識ですので、具体的に、絶対的にこう修正すべきという案まで出し切れていなくて申し訳ないですけれども、問題意識としてどうでしょうかということです。

○池戸座長 ありがとうございます。

この関係で他の委員さん、何か御意見はございますか。どうぞ。

○武石委員 今のお話を聞きまして、23行目以降に「場合」が2つ出てきて、それぞれの場合の後に例1、例2というのを入れていけば、そして、最初の場合はあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を行う場合が例1の表示であって、一括欄における云々かんぬんの場合が例2の表示というふうに書き分ければ、そこら辺は少し分かりにくさが解消されるのではないかなと思います。

○池戸座長 そういう御提案がございました。

その他、他の委員さんはいかがですか。大体、こここの分かりにくさというのですか。より明確にするという趣旨は異論ないと思いますので、もし、今すぐこここの場で結論を出すというのはなかなか難しいようにも思いますので、これについては預かりということで、我々で検討しまして、こういう案でどうでしょうかというのをお示しすることでお諮りさせていただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

○菅委員、どうぞ。

○菅委員 菅です。異議ありません。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、ここはもともと全体に係るというところで、そもそもいろいろいきさつがあって御議論も十分いただいたところでございますので、最後のところでぴしっと分かりやすくしたほうがいいと思います。ということで、預からせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に、4の普及、啓発のところですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。意見書とかも含めて、こここの部分は非常に実質的にこれから構造として重要なところだと思いますが、表現としてはこういう形でガイドラインに載せるということでよろしいでしょうか。

それでは、最後に、5のガイドラインに基づく表示の見直しのところです。ここも少し修文がされていますけれども、これについて御意見とかがございましたら、どうぞ。

○菅委員 菅です。私はこの辺について意見を過去に言ったことがあったと思いますけれども、個人的には、次の包材の切り替えをなさるときには、ガイドラインの遵守を求めるべきではないかというのを基本的な考えとして持っていますけれども、資料1の9ページの37行目などに付記していただいたところでは、「この期間に製造・販売等された加工食品」について、「見直し前の表示で」と限定していますから、この程度の表現はやむを得ないのではないかと思いますので、結論としては賛成します。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 このところはパブリックコメントの中で、特に缶詰とか瓶詰、レトルトなどの商品については、足が長い商品ですので、なかなか2年の間で在庫の包材等を使い切ることが難しいという実態の要望が出ておりましたので、こういった表現にしていただいて、業界としては非常に適切な修正をしていただいたと思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ざっと1から5まで、御意見等もいただきました。修正して、預かりのところもございますが、全体を通してまた見て、何か特に御意見等がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

内容ではなくて文章の話なのですが、私のほうで、9ページの4、普及、啓発のところです。（1）の2行目と3行目の文章の書き方、表現なのですけれども、主語が「本ガイドラインは」となっています。最後は「自己点検を行うことができるものであり」というのは、何かつながっていないような感じがしまして、例えば2ページの（5）で1行目と2行目のところですね。自己点検はここにも書かれているのですけれども、これに準じた書き方で、自己点検を行うことができるものではなくて、自己点検の際に用いることができるというような言い方のほうが、文章的にもともとがおかしいような感じもしたものですから、もしそういうことでよろしければ、修正という形にさせていただけたらということで御提案させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

浦郷委員、どうぞ、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。ありがとうございます。

今回、このようにガイドラインを修正していただきまして、私はこれ全体につきましては賛成いたします。やはりこれは事業者が自社の商品に無添加とか不使用表示をしようとするとき、また、もう既にしている際に、9条の禁止事項に当たるかどうかということを判断するためのガイドラインということですので、本当に事業者にはこれに沿って自社製品の表示の点検を行ってほしいと思います。

パブコメで事業者から判断に戸惑うというような意見がたくさん寄せられていました。本当にそこが解消できるように、消費者庁でもそれらの意見を踏まえて整理をして、きちんと相談に対応できるようにしてほしいなと思いますし、Q&Aの見直しも適宜やっていただきたいと思います。

それから、寄せられたパブコメの中で、このガイドライン自体に反対する声もたくさんありました。読んでいて、多分消費者から寄せられたのだろうと思われる意見の中には、消費者の知る権利を阻害するのではないかというのもたくさんありました。これに関しては、前段の添加物表示制度の検討の際に、添加物の物質名表示のことも検討されましたが、こここのところでは一括名表示等も可能という現行制度のままということになりましたけれども、私は、ちょっと個人的な意見になりますが、こうやってたくさん知る権利に関しての意見が寄せられたということですので、事業者の皆さんにはできる限り物質名で表示をお願いしたいなということを感じるようになりました。

もう一つ、消費者の意見で、添加物に不安があるというパブリックコメントもたくさん寄せられていましたけれども、やはりこの点に関しても、食品添加物の安全性の評価がどのようにやられているかとか、食品添加物自体どのように使われているかという、そこを正しく知ってもらうためのコミュニケーションということで、私どもの団体のほうでも学習などを進めていきたいと思いますけれども、消費者庁でもそこら辺はしっかりコミュニケーションを取っていただければと思います。すみません。全体的な感想でした。

それと、もう一つだけ、1ページの最初に座長が言われた25行目のところです。1文字前に出したほうがいいというところなのですけれども、その最後のところで表示禁止事項の「項」という字が抜けているかと思いますので、ここは修正していただきたいと思います。

以上です。

○池戸座長 どうも貴重な御意見をありがとうございました。

その他の委員さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。今日はパブコメを踏まえたガイドライン案の修正案について皆さんから意見をいろいろ出していただきまして、ありがとうございます。先ほど申し上げましたように、文言等も含めて、さらに修正をする必要があるかということになりましたので、これについては修正案について、またこれはメールで恐縮ですけれども、委員の皆様方にお送りして御確認いただくということで最終的な整理をしたいと思っています。

そういうことで、最終的にはそれも含めて私のほうに一任させていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、あと、事務局からコメントは何かございますでしょうか。

○宇野補佐 皆様、8回にわたり議論をありがとうございました。今、座長一任ということで、異議はなしということでしたので、いただいた御意見を踏まえまして、事務局と座

長で相談の上、修正作業を進めさせていただきます。修正いたしましたら、またメール等で全委員に御連絡をいたしますので、公表に向けた対応を進めていきたいと思いますので、どうぞこの後もよろしくお願ひいたします。

○池戸座長 どうぞ、村井審議官、お願ひします。

○村井総審 消費者庁政策立案総括審議官の村井でございます。食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会の皆さんにこのような形で御参加いただきて御議論いただくのは今日で最後ということでございますので、この場をお借りしまして一言御挨拶を申し上げます。

池戸座長をはじめといたしまして、委員の皆様には、昨年3月から1年間にわたって食品添加物の不使用表示のガイドライン策定というテーマについて熱心に御議論をいただきました。ここに改めて感謝を申し上げます。

私自身は昨年7月に着任してからこの場に参加をさせていただいたわけでございますけれども、それぞれのお立場で様々な御意見があるということで、なかなか判断をするにも非常に難しい論点を含んでいる大変難しいテーマであったと感じております。

本日までにいただきました御意見を基にいたしまして、座長とともに必要な修正を行った上で、ガイドラインを公表させていただきたいと考えております。食品関連事業者等の皆様におかれましては、このガイドラインを活用していただきて、自らの消費表示の点検を行って、必要に応じて表示を見直していただくことによって、消費者に誤認を与える表示がなくなって、消費者が適切に商品を選択できるようになることを期待しております。

今後の本ガイドラインの普及、啓発に当たってということで、我々としてもいろいろな基本的な考え方を持って取り組まなければいけないなと思っております。食品添加物そのものに関する消費者の御理解がまだまだ十分でないというような状況もあろうかと思います。そういう状況に鑑みまして、表示の普及に加えて、食品添加物がどのような食品にどのような目的で使用されているのかといったことも併せて、きちんと消費者の皆さんに御理解をしていただけるように、そういう観点の普及、啓発を行っていくことも食品表示の理解を深めるために必要であると考えております。行政機関、事業者、消費者団体のそれぞれの強みを生かした連携を適切に行うことによって取り組みを推進していかなければなと考えておりますので、引き続きの御協力、御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今後とも引き続きの御指導を賜れれば幸いでございます。この場を借りまして御礼に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○池戸座長 どうもありがとうございました。

私からも御礼申し上げなければいけないのは、8回、ちょうど1年かけて委員の皆様方には貴重な御意見を熱心に承ることができました。また、時間外でもいろいろと御相談にも乗っていただいて、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

もともとこれはマルクマールを明確にということ自体が非常に難しいテーマでして、そのような中でもいろいろ御意見をいただきました。このガイドラインそのものがどれだけ

成果につながるかというところもあるかと思うのですが、ガイドラインをつくるということと自体を行ったことが一つ前進ではないかなと思っております。

一般の人がこれを見たときに分かりづらい部分が非常に多いということは確かだと思いますので、ここは普及、啓発のところにかなり力を入れていただく必要があるかと思います。いろいろな場面でそれは展開される必要があるかと思うのですけれども、そのときに、不使用だけではなくて添加物そのものへの理解、それから、表示制度全体のルールがどうなっているかということも含めて、この機会に普及、啓発で力を入れていっていただけるとありがたいと思っております。

また、もともと添加物の不使用表示は事業者の任意の判断ということなので、結局、事業者と消費者との信頼関係に委ねられます。事業者の方というのは、当然ですけれども、法令のほうを向いて、違反しないようにという努力をされていると思うのですが、本来表示そのものは言うまでもなく法令の前に消費者のほうを向いて、どういう表示が求められていて、どういう情報を伝えるかという観点で取り組んでいただき、それで最終的には表示が両者の信頼のきずなという形になるかと思いますので、ぜひそういう観点で取り組んでいただければと思っております。

また、食品表示基準の第9条は添加物だけではなくて食品全体の基準になっていますので、今回はたまたま添加物についてなのですけれども、他のものも含めて、これからまた必要に応じて検討されることも期待したいと思っております。

いずれにしましても、これから普及、啓発におきましても、委員の皆様方のお力添えが必要でございますので、ぜひともそれをお願いして、私の御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れさまでございました。